

産婦健康診査受診票について



令和2年4月1日より

出産後1ヶ月前後に受ける健診（産婦健診）費用の助成が始まりました。

◆対象者

白老町に住民票のある、令和2年4月1日以降に出産された方

※ 産婦健診当日に白老町外へ転出された方や、令和2年3月31日以前に出産された方は、助成の対象となりません。

◆健診内容

診察・体重・血圧測定・尿検査・こころの健康チェック

※ 上記以外の項目や、検査、健康保険を適用した治療などの費用は助成対象外になります。

◆健診時期

出産後2週間前後及び出産後1ヶ月前後の2回

※ 受診票の使用時期については、退院時の体調の様子に合わせ、医療機関等へご相談ください。

◆助成金額

5,000円

◆受診方法

- ・「白老町産婦健康診査受診票」を健康診査を実施する医療機関へ提出し、受診してください。
- ・受診の際は、母子健康手帳も必ずご持参ください。

※ 北海道外で産婦健診を受診予定の方へ ※

- ・北海道外の医療機関では受診票は使用できません。一旦自己負担していただいたのち、払い戻しをいたします。
- ・申請期限：最後の産婦健康診査受診日から1年以内となります。

（払い戻しの手続きに必要なもの）

- ・妊産婦健康診査費申請書
- ・母子健康手帳
- ・産婦健康診査の領収証と診療明細書（健診費用が確認できる書類）
- ・印鑑
- ・通帳（産婦本人の名義で、旧姓名義は不可）

【問い合わせ先】

白老町 健康福祉課 健康推進グループ
☎：（0144）-82-5541